

資料番号	1
------	---

令和5年2月6日
警察本部

令和5年広島県議会2月定例会提案見込事項

- 1 令和5年度当初予算（案）
- 2 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案について
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案について
- 4 広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案について
- 5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 令和5年度当初予算（案）

1 予算額

（単位：千円）

区 分	令和4年度(A)		令和5年度(B)		比 較(B)-(A)	
		構成比		構成比		%
警 察 費	64,506,613	100.0	65,439,508	100.0	932,895	1.4
警察管理費	59,814,889	92.7	60,179,788	92.0	364,899	0.6
警察活動費	4,691,724	7.3	5,259,720	8.0	567,996	12.1

2 主要事業

（単位：千円）

主 要 事 業 の 内 容	金 額
<p>(1) 交通安全施設整備費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機の更新, 道路標示の整備・更新等 <p>～ 安全かつ快適な交通環境を確保し, 交通の円滑化及び交通事故防止のため, 信号機等の交通安全施設を整備</p>	2,902,154
<p>(2) 交番・駐在所整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本通交番の代替施設借受及び改修 ○ 建設(事業2年目): 4施設 広島中央署・吉島交番, 安芸高田署・向原駐在所, 尾道署・田熊駐在所 広島西署・井口交番 ○ 設計(事業1年目): 3施設 福山北署・新市交番, 尾道署・重井駐在所, 安佐南署・伴交番 ○ 移転建替に伴う解体 福山東署・駅前交番 	245,193
<p>(3) 広島南警察署整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新広島南警察署建築工事 ○ 仮庁舎リース <p>～ 警察活動の効率化, 警察機能強化, 来庁者の利便性向上等のため, 広島南警察署の移設整備に向けた建築工事等を実施</p>	907,221
<p>(4) 広島サミット警備実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サミットにおける警備を徹底するため, 警備・交通対策等に必要な資機材のほか, 部隊派遣等各種車両の燃料費等の警備実施に必要な経費 	1,621,313
	<u>計 5,675,881</u>

2 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案 について

1 趣旨

令和5年4月1日から、福山市加茂町の一部及び同市駅家町の一部区域が「北匠町」として新設されることに伴い、福山北警察署の管轄区域の表示を変更するもの

2 内容

(1) 新町名の追加

福山北警察署の管轄区域欄に「北匠町」を追加

(2) 基準日の変更

備考欄の警察署管轄区域の基準日を、行政区域の変更日（令和5年4月1日）に変更

3 施行期日

令和5年4月1日

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行条例（以下、「風営法施行条例」という。）の引用条項の整理等を行うもの

2 改正の理由

博物館法の一部が改正され、「博物館に相当する施設」の条項に条ずれが生じたため、風営法施行条例で博物館法を引用した「店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設」を整理し、必要な改正を行うもの

3 改正の内容

改正後	改正前
(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設) 第十条 三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は <u>同法第三十一条第二項に規定する指定施設</u>	(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設) 第十条 三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は <u>同法第二十九条の規定により文部科学大臣若しくは広島県教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設</u>

4 施行期日

令和5年4月1日

4 広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

道路交通法が一部改正され、自動運転における特定自動運行に関する許可制度が創設されたことに伴い、同制度の事務に係る手数料を定めるため、広島県警察関係手数料条例の一部を改正するもの。

2 内容

特定自動運行の許可に係る手数料の新設

手数料の名称（新設）	金額
特定自動運行許可申請手数料	79,200円
特定自動運行計画の変更許可申請手数料	78,500円

3 施行期日

令和5年4月1日

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

道路交通法が一部改正され、「遠隔操作型小型車」に関する規定が設けられたことに伴い、信号機に関する基準に遠隔操作型小型車に係る規定を加えるため、必要な規定を整備する。

2 内容

条例第3条（信号機に関する基準）第2号の「歩行者」を「歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）」に改正する。

3 施行期日

令和5年4月1日